2009年3月24日

学園1153

改正 2022年2月9日

(趣旨)

第1条 学園創立90周年記念奨学基金取扱内規第4条に定める広島国際大学学園創立90周年記念奨学金(以下「奨学金」という)の受給資格、給付方法等については、この規定の定めるところによる。

(資金)

第2条 この奨学金の資金には、学園創立90周年記念奨学基金の運用収入をもって充てる ものとする。

(資格)

- 第3条 奨学金を受けることのできる者は、広島国際大学の2年次以上に在学し、学業・人物ともに優秀で、経済的理由により就学困難と認められる者でなければならない。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する者を除く。
 - イ 学外諸団体からの貸与または給付を受けている者。ただし、日本学生支援機構奨学 金第一種および第一種・第二種の併用を受けている者を除く。
 - ロ 当該年度編入学した者
 - ハ 他の学内奨学金の奨学生
 - ニ 外国人留学生

(奨学金の額および給付方法)

- 第4条 奨学金の年額は、1人当たり適用学則に定める年間授業料に教育充実費を加えた額から保健医療学部、総合リハビリテーション学部および看護学部にあっては60万円、薬学部にあっては76万円、健康科学部および健康スポーツ学部にあっては43万円をそれぞれ減じた額の4分の1相当額とする。
- 2 奨学金の給付は、前期および後期の2期に分けて行う。ただし、学費納入時にこの奨学 金を学費の一部に振り替えることができる。

(給付人数)

第5条 奨学金の給付人数は、毎年度始めに学長が決定する。

(期間)

第6条 奨学金を給付する期間は、当該年度限りとする。ただし、翌年度継続して奨学金を

希望することができる。

2 継続して奨学金を希望する者は、改めて申請しなければならない。

(申請手続)

第7条 奨学金を希望する者は、所定の申請書に、必要書類等を添えて、教育・学生支援機構に提出しなければならない。なお、申請時期は、毎年度始めとし、教育・学生支援機構がその都度定める。

(選考)

第8条 前条の申請者の選考は、学長が学生委員会の議を経てこれを行う。

(給付の停止)

- 第9条 奨学金を受けている者が、つぎの各号のいずれかに該当するときは、学長が奨学金 の給付を停止する。
 - イ 休学、退学または除籍となったとき
 - ロ 広島国際大学学生海外留学規定に基づき留学したとき
 - ハ 学業成績または性行が不良となったとき
 - ニ 懲戒処分を受けたとき
 - ホ 奨学金を給付することが適当でないと学長が判断したとき

(規定の改廃)

第10条 この規定の改廃は、大学・大学院運営会議の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2009年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2022年4月1日から施行する。
- 3 2019年度以前の入学者の奨学金の額については、なお従前の例による。